

日進市空家の適正管理に関する条例(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで

意見提出者 1名

提出意見数 3件

	項目	意見の内容	市の考え方
1	全般	放置されている空き家は、色々な弊害を生むことは確かです。放置している状況には、所有者の事情もあると思いますが問題が起きている現状では、強制力ある条例が必要だと思います。	条例(案)の趣旨をご理解いただき、ありがとうございます。
2	全般	地域の土地建物について出発点を思い起こせばこの地域で生活をしたいとして、土地を購入し建物を建て生活をスタートしたことです。都市計画に沿って確認許可を得て建物を建て生活が始まりました。事情で、そこの生活をやめてしまうのであればその土地建物をどう処分するかも決めなくてはならないと思います。空き家になってしまうのは、ここでの方向を定める指針がない事も問題と考えます。許可を得て建物を建てた者は、使用を終わる時にも申請するルールを作ったらどうでしょうか。	ご意見いただきました「使用を終わる時にも申請するルールを作ったらどうでしょうか。」につきましては、まずは、建物所有者に、将来の活用や管理をご家族で話し合っただき、空家とならないような措置をお願いすることを啓発していきたいと考えております。
3	全般	現在の空き家について、所有者や相続者等関係者が全く管理できない状況下では市としては強制力のある条例を定めるべきだと思います。 環境保全、治安防災の面から、地区自治会とも連携して放置状態を解消すべきとおもいます。 例えば、整備や活用方として 1、住居として利用予定のないものは、〇年以内に更地にする 2、土地は空き家バンク制度を利用、1、の費用は、2、の収益から返還する 3、公共の利益として活用出来るものは、その事業に、無償で提供してもらう。固定資産税等免除など 少子高齢化に向けて、若い人が流入しやすい環境や高齢者福祉にコストのかからない町作りにロウコストで転換活用できる条例を期待します。	ご意見いただきました「強制力のある条例を定めるべきだと思います。」につきましては、「空家の適切な管理を所有者の責務として規定する」、「空家等対策の推進に関する特別措置法で規定する助言、指導、勧告等の「特定空家等」に関する措置について、「特定空家等に準ずる家屋」に適用できるよう規定する」、「台風による倒壊等から周辺にお住まいの市民の生命等を守るため、最低限必要となる措置への対応について規定する」などで、対応していると考えております。 また、「整備や活用方」に関するご意見につきましては、今後の空家対策の参考とさせていただきます。